

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、利根川の氾濫による浸水がおこった場合、当会が立地する地域においては、3mを超える浸水が予想されているほか、町内全域で2m～5m未満の浸水が予想されている。

【風水害等被害想定】

・利根川（利根川下流河川事務所）

町全域が利根川の浸水想定区域となっている。

浸水した場合は、大部分が浸水深2.0～5.0mと想定される。

・小貝川（下館河川事務所）

町全体が小貝川の浸水想定区域となっている。

浸水した場合は、大部分が浸水深1.0～2.0mと想定される。

・霞ヶ浦（霞ヶ浦河川事務所）

町域の東側が霞ヶ浦の想定区域となっている。

浸水した場合は、最大で浸水深2.0mと想定される。

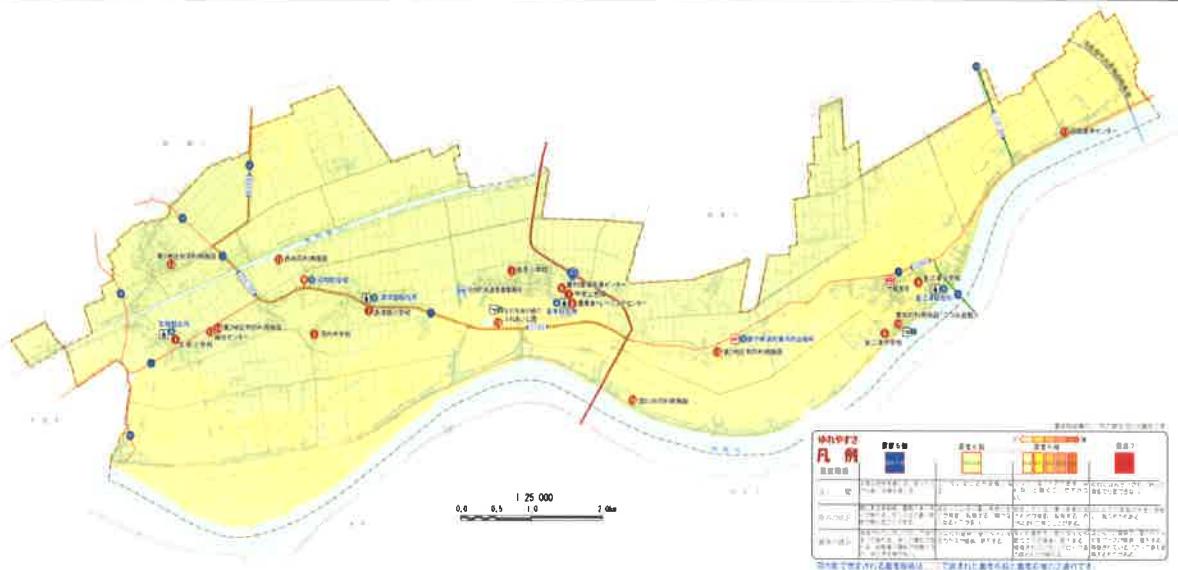


出典：利根川水系利根川洪水浸水想定区域図

(地震)

2011年3月11日午後2時46分発生した、東日本大震災（最大震度7）で河内町も震度5強を記録し、人的災害はなかったものの多くの建物に被害が生じた。また以前から発生が予想される地震として、茨城県南部のプレート境界地震（マグニチュード7.3）がある。中央防災会議の地震被害想定によると、河内町のほぼ全域で震度6弱の揺れが想定され、人的被害や建物被害とともに本町は利根川下流低地にあるため液状化の危険も懸念される。

近年、地表において活動層の存在が確認されていなかった地域でも被害をおよぼすような地震が発生していることを考慮し、河内町直下で兵庫県南部地震相当（マグニチュード7.2）の自信を想定地震として検討すると、ほぼ全地域で震度7になると想定され、家屋被害数は町全体で92棟、出火件数は冬18時で最も多く30件、死者数も51人と想定される。



出典：河内町ゆれやすさマップ

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

感染症が流行するなかで、当町の主要産業である農業、卸・小売業、サービス業において、外出自粛や行動制限の影響により、集客が困難となり売上が減少することが予想される。また、製造業や建設業においては、部材の調達が困難となるほか、サプライチェーンの寸断により生産活動が低下し、売上が減少することが予想される。

(2) 商工業者の状況

- 商工業者等数 302人
- 小規模事業者数 224人

【内訳】

	商工業者数	小規模事業者数	事業者の立地状況等
建設業	67人	51人	町内各地に点在している。
製造業	45人	17人	主に国道408号沿いに点在している。
卸・小売業	77人	61人	小規模な事業所が町内各地に点在している。
飲食・宿泊業	15人	14人	町内各地に点在している。
サービス業	30人	28人	小規模な事業所が町内各地に点在している。
その他	68人	53人	
合 計	302人	224人	

出典：平成28年経済センサス 活動調査

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・河内町新型コロナウイルス感染予防マニュアル等対策行動計画の策定
- ・河内町新型感染症に伴う支援策（協力金、補助金、緊急融資等）
- ・河内町地域防災計画の策定
- ・災害時協力協定、相互応援協定の締結
- ・防災無線等による情報伝達体制の構築、防災用資機材の設置及び分散備蓄
- ・避難地・避難所・救護所の指定及びコミュニティー防災センター等の設置
- ・河内町防災マップ、洪水ハザードマップ等作成/配布
- ・自主防災組織及び事業所等へ防災活動への協力

＜感染症対策関係＞

- ・「河内町新型インフルエンザ等対策本部」の設置、運営及びこれに沿った各種対策の実施

2) 当会の取組

（自然災害）

- ・事業者BCP（事業継続力強化計画を含む）（以下、事業者BCPとする。）に関する国の施策の周知
BCPの策定や見直しをする際の専門家派遣制度、防災・減災への取り組みに関する融資制度等、国や県の支援施策について、巡回・窓口相談等により周知している。
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
BCP策定支援実績豊富な専門家による、BCPの必要性や基礎知識に関するセミナーの開催。
- ・茨城県商工会連合会、茨城県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
茨城県商工会連合会、茨城県火災共済協同組合等と連携し、災害時に備える会員向け保険制度への加入促進に取り組んでいる。

（感染症）

・相談窓口の設置、緊急融資相談会、イベントの中止／延期

【相談窓口の開設】資金調達や補助金申請、雇用調整助成金、持続化給付金、休業要請への対応など関連する施策の情報提供を行っている。臨時相談窓口として、期間を限定し夜間や休日での相談対応を行っている。

【緊急融資相談会】同感染症の感染拡大により売上の大幅な減少を余儀なくされた事業者を対象に、日本政策金融公庫とともに融資相談会を開催。

・茨城県商工会連合会、河内町と連携した感染拡大防止に向けた情報提供

茨城県商工会連合会、河内町等と連携し、感染拡大防止に向けて会員への情報提供を行っている。

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、災害復旧への備えとなる保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

（商工会の課題）

- ・当商工会の所在地が地震の被害や河川氾濫に伴う浸水の可能性が高く、発災時に早急な対応の拠点として機能しない可能がある。
- ・B C Pに沿った緊急対応のトレーニングが十分になされていないため、緊急対応の知識・行動を職員に周知・教育ができていない。
- ・当会には、有事の際の防災経験および訓練自体の経験が少ない職員も在籍しており、今後はハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集、防災意識の高揚が急務である。
- ・感染症リスクを考慮するとテレワークや遠隔地とのやりとりにおけるオンライン会議システム等の仕組みづくりが必要である。
- ・職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。

(管内事業者の課題)

- ・管内事業者のB C Pあるいは事業継続力強化計画の策定件数が十分ではなく、啓発活動の強化が必要である。
- ・事業者に向けて、地域の災害リスクに関しての周知が不足している。
- ・管内事業者には小規模事業者(特に家族のみで経営している事業者)が多く、B C Pへの関心が低くB C Pに取組む意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減災・復旧対策が不十分。
- ・当会の事業者に対する支援においても事業計画策定支援や販路開拓支援が中心になっておりB C Pに関する支援は少なく支援の比重も低いため、B C Pのメリットや必要性について事業者に周知が進んでおらず、B C Pの策定支援まで繋がっていない。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクがある。感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要がある。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
 - 事業継続力強化計画認定 2事業者／年
 - 各種共済・保険制度への加入推進(見直し含む) 3事業者／年
(火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他)
- ・行政(国・県・町)や茨城県商工会連合会からの情報を迅速に収集し、正しい知識と情報の提供に努める。
- ・館内の感染予防対策を行った上での来客者対応、オンライン会議システム等を活用した相談窓口体制など感染症リスクに機動的に対応できる体制の構築を図る。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和5年4月1日～令和10年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

自然災害や感染症発生時における緊急時の取組について具体的な体制やマニュアルを整備し、速やかな応急対策等に取り組めるように準備する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画等）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・管内小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画等、その他即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP策定による実効性のある取組みの推進や、効率的な訓練等についての助言を行う。策定支援にあたっては、下記事業を行う。
 - 経営指導員等を対象としたBCP策定支援研修
 - 小規模事業者を対象としたBCP策定セミナー
 - 小規模事業者対象を対象とした個別支援（専門家派遣・相談会）。
 - 小規模事業者・中小事業者を対象としたリスクマネジメントセミナー
 - 小規模事業者・中小事業者を対象とした対象業種別部会を通じたセミナー

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会は、令和4年に事業継続計画（BCP）を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・茨城県商工会連合会、損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険（ビジネス総合保険等）の加入促進等について連携して実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で

- 確認し隨時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
 ・必要に応じて、河内町事業継続力強化支援協議会（仮称）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・避難訓練、安否確認訓練、事業継続に係るバックアップの手順確認
- ・自然災害（震度5強の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
 (SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
 (豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に当町、茨城県商工会連合会と情報共有する。
 (例：被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

3) 被害情報の共有

本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

■感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・当町は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・当会と当町は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

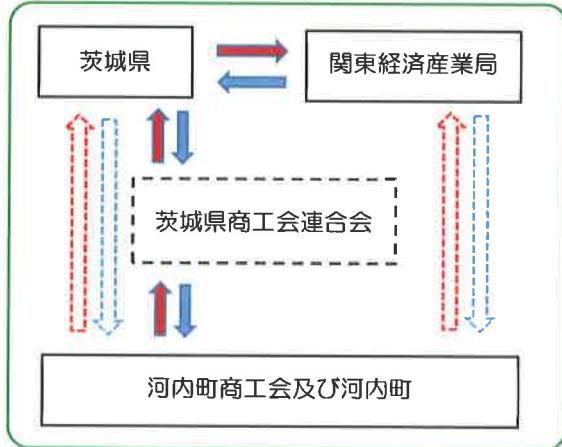
4) 被害情報の報告

- ・当会と当町とで情報を共有した上で、町においては県が定める期日までに県へ報告する。また、当会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症が拡大することで、社会生活や企業活動に多大な影響を及ぼす事態が想定される。当会が講じる事業継続力強化支援計画では、こうした感染症等が爆発的に流行するケースも想定したBCP対策が重要であると位置付け、以下の内容についても計画に盛り込むように指導する。
 - ① 客観的に正確な情報を収集し必要な対策を講じること
 - ② 交代勤務・在宅勤務・代替要員等の人的資源の確保
 - ③ 2か月程度を想定した運転資金の確保対策
 - ④ 職場における集団感染の予防策
 - ⑤ 仕入調達先の複数確保や、サプライチェーンにおける原材料や在庫の常時確保・保管の要請
 - ⑥ テレワーク体制の構築

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・当会と当町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会又は当町より茨城県へ報告する。

(連絡体制)



(被害状況様式)

The form is titled '茨城県被災地被災状況調査票' (Ibaraki Prefecture Disaster-Stricken Area Disaster Status Survey Form). It includes sections for '被災地の概要' (Overview of the disaster-stricken area), '被災状況' (Disaster status), and '被災状況に伴う対応' (Measures taken due to the disaster status). The '被災状況' section contains a grid for reporting damage levels across various categories like '施設' (Facilities), '機器' (Equipment), and '在庫' (Inventory).

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、河内町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や茨城県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
	(令和4年12月現在)
<p>(1) 実施体制</p> <p>(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)</p>	
<pre>graph LR; KawaTown[Kawachi Town] --- KawaChamber[Kawachi Chamber of Commerce]; KawaTown --- BCPO[Kawachi Town Business Continuity Promotion Office]; KawaTown --- GADP[Kawachi Town General Affairs and Transportation Disaster Prevention Department]; KawaChamber -- "連携" --> BCPO; BCPO <--> GADP;</pre>	
<p>(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</p> <p>①当該経営指導員の氏名、連絡先 　経営指導員 斎藤 正道（連絡先は後述（3）①参照）</p> <p>②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） 　※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う 　・本計画の具体的な取組の企画や実行 　・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）</p> <p>(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先</p> <p>①商工会／商工会議所 　河内町商工会 　〒300-1324 茨城県稲敷郡河内町源清田 1942 　TEL : 0297-84-2136 / FAX : 0297-84-2667 　E-mail : kawachis@lily.ocn.ne.jp</p> <p>②関係市町村 　河内町役場 まちづくり推進課 　〒300-1324 茨城県稲敷郡河内町源清田 1183 　TEL : 0297-84-6976 / FAX : 0297-84-5622 　E-mail : machi@town.ibaraki-kawachi.lg.jp 　河内町役場 総務部 交通防災係 　〒300-1324 茨城県稲敷郡河内町源清田 1183 　TEL : 0297-84-6979 / FAX : 0297-84-4357</p> <p>※ その他 　・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。</p>	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	500	400	400	400	400
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100
・防災、感染症対策費	200	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、河内町補助金、茨城県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等